

用地関係業務費積算基準等における留意点について

用地関係業務の積算時における「所要作業時間等調査」については、下記のとおり計上するものとする。

記

【用地調査等業務】

種 目	単 位	規 模	職 種	内 業
建物等の残地移転要件の 妥当性の検討 及び 照応建物の設計案の作成等 (いずれか一方のみの場合 についても同人工とする)	業務	—	主任技師	0.5
予備調査	業務	—	主任技師	0.5
移転工法案の検討	業務	—	主任技師	0.5